

○筑波大学科目等履修生細則

〔平成17年7月21日
法人細則第24号〕
改正 平成17年法人細則第36号
平成19年法人細則第10号
平成20年法人細則第1号
平成22年法人細則第12号
平成23年法人細則第28号
令和元年法人細則第12号
令和2年法人細則第21号
令和6年法人細則第27号

筑波大学科目等履修生細則

(趣旨)

第1条 この法人細則は、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。）第69条第3項及び筑波大学大学院学則（平成16年法人規則第11号。以下「大学院学則」という。）第75条第3項の規定に基づき、科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学の時期)

第2条 科目等履修生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第3条 科目等履修生として入学できる者は、当該授業科目を履修するに十分な学力があると認められた者とする。

(入学の出願に係る書類)

第4条 科目等履修生となることを志願する者（以下「志願者」という。）は、入学願書に次に掲げる書類を添えて、学長に願い出るものとする。

- (1) 検定料収納証明書（志願者が国立大学法人筑波大学科目等履修生等の授業料等に関する規程（平成17年法人規則第34号）第2条第1項及び第2項に定める額の検定料を、国立大学法人筑波大学（以下この号及び第15条において「法人」という。）が指定するコンビニエンスストアで納付した際に当該コンビニエンスストアから交付される証明書又は法人が指定する方法でクレジットカード決済により納付した際に発行される証明書をいう。）。ただし、インターネットによる出願登録の場合にあっては、添付を省略することができる。
- (2) 最終学校成績証明書（志願者の学歴のうち最も上位の学校に係る成績証明書をいう。第3項において同じ。）
- (3) その他学群又は学術院（以下「学群等」という。）において選考上必要とするもの

2 前項第1号の規定にかかわらず、検定料収納証明書は、学群学則第72条第1項ただし書又は大学院学則第79条第1項ただし書に該当するときは、添付を要しない。

3 第1項第2号の規定にかかわらず、最終学校成績証明書は、前年度から引き続いて出願する

とき又は廃校その他相当の理由があるときは、添付を要しない。

(選考方法)

第5条 志願者の選考は、書類審査その他の学群等の定める方法により行うものとする。

(選考手続)

第6条 選考手続は、次のとおりとする。

- (1) 学群等は、前条に規定する選考を実施し、判定資料を作成する。
- (2) 人文・文化学群、社会・国際学群、人間学群、生命環境学群、理工学群、情報学群又は医学群にあっては学類教育会議及び学群運営委員会、体育専門学群、芸術専門学群又は学際サイエンス・デザイン専門学群にあっては専門学群教育会議、学院にあっては学院運営委員会（以下「教育会議等」という。）が、前号の判定資料により可否についての原案を審議する。
- (3) 学群長及び学院長（以下「学群長等」という。）は、前号の審議の結果を学長に報告する。

(選考委員会の設置)

第7条 教育会議等は、前条第2号に規定する可否についての原案に係る審議を行わせるため、別に定めるところにより、教育会議等に代えて、それぞれ入学者の選考委員会を設置することができる。

(合否決定等)

第8条 学長は、第6条第3号に規定する学群長等の報告に基づき合否を決定し、その結果を志願者に文書をもって通知する。

(入学手続及び入学許可)

第9条 前条の合格の通知を受けた者であって科目等履修生として入学を希望するものは、所定の期日までに、学群学則第72条第2項又は大学院学則第79条第2項に規定する入学料及び授業料を納付し、かつ、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、学群学則第72条第2項ただし書又は大学院学則第79条第2項ただし書に該当するときは、入学料及び授業料の納付を要しない。

- (1) 誓約書
- (2) 科目等履修生記録
- (3) その他学群等において必要とするもの

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(履修期間)

第10条 履修期間は、入学を許可された年度内とする。

(履修科目の制限)

第11条 学群長等は、必要があるときは、授業科目の履修を制限することができる。

(証明書の交付)

第12条 科目等履修生の修得単位、在籍期間等については、本人の請求により、証明書を交付する。

(科目等履修生の所属の取扱い)

第13条 科目等履修生の所属の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 過去に筑波大学の学生として在籍した者の所属は、出身の学類、専門学群、研究群又は専攻（以下「学類・研究群等」という。）とする。ただし、入学時において卒業、修了若しくは退学時に所属していた学類・研究群等が存しない者又は研究科に所属していた者にあつては、当該学類・研究群等又は当該研究科を引き継ぐ学類・研究群等の所属とする。
- (2) 他大学出身者の所属は、志願時に履修しようとする授業科目の単位数を、それぞれの授業科目を開設する学類・研究群等ごとに集計し、当該単位数の最も多い学類・研究群等とし、最多単位数が複数の学類・研究群等において同数となるときは、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程（平成16年法人規程第1号）第20条及び第22条に規定する学類・研究群等の順（以下「編制順」という。）により決定する。ただし、次の表の中欄に掲げる科目の区分に分類される授業科目のみを履修しようとする他大学出身者の所属は、それぞれの授業科目を同表の右欄の学類・研究群等が開設する授業科目として取り扱った上でそれぞれの授業科目を開設する学類・研究群等ごとに集計し、当該単位数の最も多い学類・研究群等とし、最多単位数が複数の学類・研究群等において同数となるときは、編制順により決定する。

学群・大学院の別	科目の区分	学類・研究群等
学群	共通科目「外国語」及び「国語」	人文学類
	共通科目「情報」	情報科学類
	共通科目「体育」	体育専門学群
	共通科目「芸術」	芸術専門学群
	自由科目（特設）	当該科目を担当する大学教員が主として担当する学類又は専門学群
	教職に関する科目	教育学類。ただし、他の学類又は専門学群が開設母体となっている科目については、当該学類又は専門学群
大学院	博物館に関する科目	当該科目を担当する大学教員が主として担当する学類又は専門学群
	大学院共通科目及び学術院共通専門基盤科目	当該科目の開設母体となっている研究群又は専攻

2 前項の規定にかかわらず、学群学則第26条第1項第1号及び大学院学則第28条第1項の規定に基づき開設される教員の免許状の取得に必要な授業科目を履修する場合において、取得を希望する教員免許の種類及び教科について課程認定を受けた学類・研究群等の所属とする必要があるときの所属は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教科に関する科目を履修しようとする場合 当該授業科目を開設する学類・研究群等ごとに単位数を集計し、当該単位数の最も多い学類・研究群等
- (2) 前号の最多単位数となる学類・研究群等が複数ある場合又は教職に関する科目のみを履修しようとする場合 取得を希望する教員免許の種類及び教科について課程認定を受けてい

る学類・研究群等の編制順

- 3 前2項の規定にかかわらず、継続して科目等履修生に志願する者又は過去に科目等履修生として在籍した者で新たに志願するものの所属は、原則として、科目等履修生として所属していた学類・研究群等とする。ただし、入学時において当該所属していた学類・研究群等が存しない者又は研究科に所属していた者にあつては、当該学類・研究群等又は当該研究科を引き継ぐ学類・研究群等の所属とする。
- 4 前3項によつてもなお所属決定に困難がある場合その他教育を担当する副学長が必要と認める場合は、当該副学長が所属を決定する。

(授業科目の履修方法等)

第14条 科目等履修生に係る授業科目の履修方法及び単位の認定その他履修に関し必要な事項は、筑波大学の学生の例による。

(法人規則等の遵守)

第15条 科目等履修生は、法人の法人規則等(次条において「法人規則等」という。)を遵守しなければならない。

(その他)

第16条 科目等履修生については、この法人細則に定めるもののほか、必要な事項については、学群学則、大学院学則その他法人規則等の規定を準用する。

(雑則)

第17条 この法人細則に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この法人細則は、平成17年7月21日から施行する。
- 2 この法人細則の施行の際現に在籍する科目等履修生は、この法人細則の規定により入学したものとみなす。

附 則(平17. 11. 17法人細則36号)

この法人細則は、平成17年11月17日から施行する。

附 則(平19. 3. 27法人細則10号)

- 1 この法人細則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 第一学群、第二学群、第三学群、医学専門学群及び図書館情報専門学群が存続する間、当該学群に係る科目等履修生の取扱いについては、この法人細則による改正後の国立大学法人筑波大学科目等履修生細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平20. 3. 27法人細則1号)

この法人細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平22. 5. 31法人細則12号)

この法人細則は、平成22年5月31日から施行し、改正後の筑波大学科目等履修生細則の規

定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平23.9.29法人細則28号）
この法人細則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（令元.12.26法人細則12号）
この法人細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令2.10.22法人細則21号）
この法人細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令6.5.30法人細則27号）
この法人細則は、令和6年9月1日から施行する。